



新潟市社会福祉協議会

総合計画（概要版）

（平成 27～32 年度）



平成 27 年 3 月

計画策定の 必要性

今日の社会は少子高齢社会の進展とともに、家族や地域での人と人とのつながりが希薄化し、地域における生活課題の解決機能が低下してきており、経済的困窮や生活困難など様々な問題が顕在化してきています。さらに、既存の制度では対応が難しい複雑多様化した生活・福祉課題は増加しており、新潟市社会福祉協議会（以下「本会」という）には、今まで以上に新たな取り組みが求められています。

また、本会の地域福祉を推進するための財源である会員会費や共同募金配分金収入は減少してきており、介護事業等在宅福祉事業においても制度改正などにより安定的なサービスの提供に一層の努力が必要となってきました。

このような状況の中、新たな課題に対応し、安定的な経営とサービスの提供を行っていくため、新潟市社会福祉協議会総合計画（以下「本計画」）を策定します。

計画の 性格

本計画は、本会が社会福祉法に位置付けられた地域福祉を推進する公共性・公益性の高い社会福祉法人として認知され、経営基盤を確立し、組織の持続的な発展を目指すことを目的に策定するものです。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備をすすめます。

本計画は、本会の「**基本理念**」に基づき「**基本目標**」を掲げ、その実現に向け「**地域福祉活動の推進**」で社会的孤立や生活困窮など、地域における様々な課題への対応を進める上での指針を、「**介護事業等在宅福祉の推進**」で本会ならではの介護事業等在宅福祉サービスの中長期的な展開を、「**経営財務の強化**」で経営財務の将来的な方向性を示します。

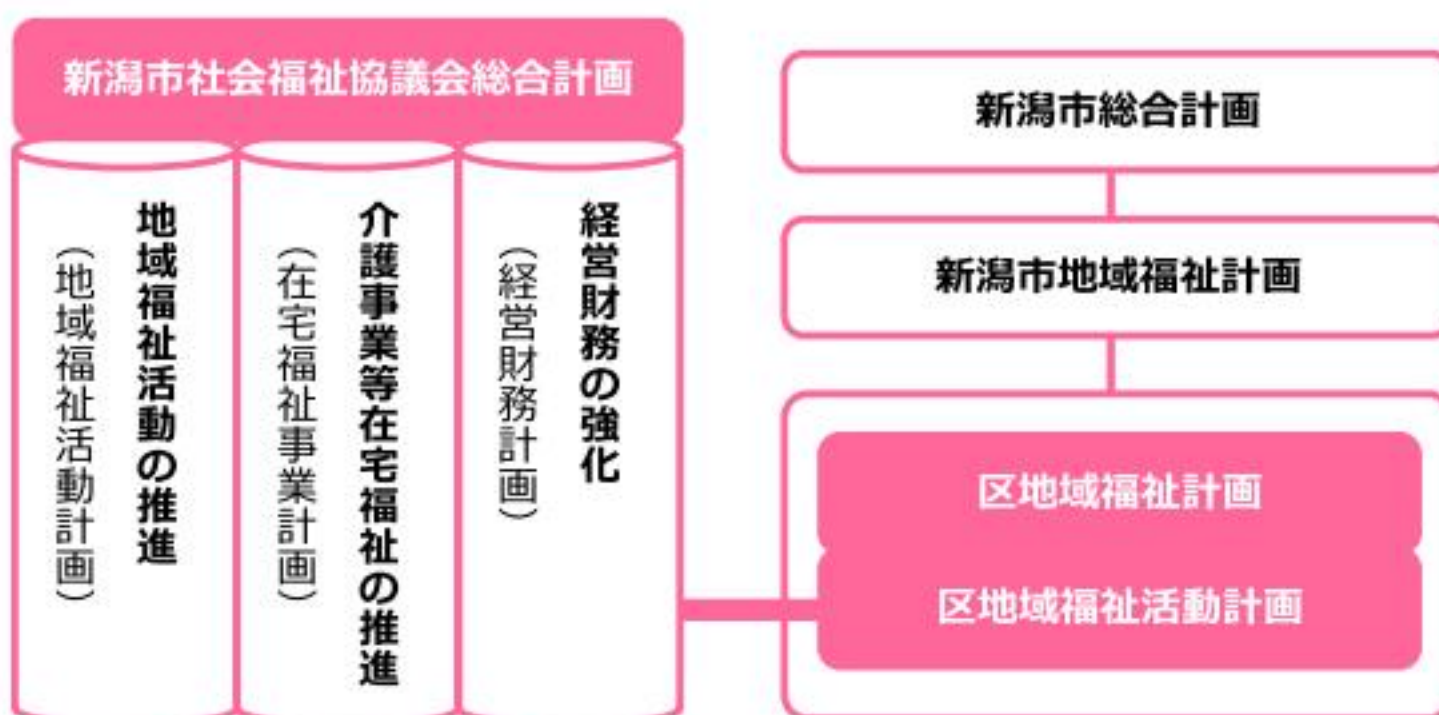


計画の 期間

本計画の計画期間は平成 27 年度（2015 年）から平成 32 年度（2020 年）までの 6 年間とします。併せて本会をとりまく社会情勢の変化などを踏まえながら 2 年毎の実施計画を策定し事業実施の指針とします。



計画の 概念図



計画の 推進

本計画の具体的な取り組みについては、それぞれの方針に基づき 2 年毎の実施計画を作成し、その実施計画を単年度事業計画に反映し具現化を図ります。

本計画の着実な推進と評価のために、(仮称)「総合計画推進委員会」を設置し、また、進行管理と評価を実施していきます。



基本理念

『 見逃さず受けとめ、つなぎ、共に創る社協 』

地域における福祉課題・生活課題を見逃さず、住民一人ひとりが抱える多種多様な課題を全て受け止め、その課題を解決するため関係機関や各種団体等、様々な方々とつながり、共に解決していく仕組みを創ります。

基本目標Ⅰ(地域福祉活動の推進)

支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

6年後は・・・

すべての住民が、住み慣れた地域で「お互い様」の気持ちを持って助け合いながら、安心して笑顔で暮らしています。

基本目標Ⅱ(地域福祉活動の推進)

地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

地域住民が、安心して相談できる体制を整備し、さまざまな社会資源を活用しながら、あらゆる生活課題に対応しています。

基本目標Ⅲ(介護事業等在宅福祉の推進)

住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

さまざまな福祉サービスにより、在宅で安心して生活できるまちになっています。

基本目標Ⅳ(経営財務の強化)

地域住民に信頼され、安定した法人経営

地域に信頼され、誰からも頼りにされる法人になっています。

基本目標に対する方針と取り組み

※取り組みに対する具体的な事業や工程は実施計画に記載しています。

基本目標Ⅰ『支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり』（地域福祉活動の推進）

方針1 ▶ 誰もが自分らしく暮らし、支えあえる社会の実現

- 1) 支えあい・助けあい（お互い様）の意識醸成
- 2) 社協全体の新たな地域支援事業への取り組み
- 3) 地域での担い手の発掘、育成
- 4) 区・地区社協の強化

方針3 ▶ 災害に強いまちづくりと被災地への救援・生活再建支援の体制構築・整備

- 1) 災害時に備えた体制の充実
- 2) 市民に対する災害ボランティア参加への啓発
- 3) 被災地救援・生活再建への支援体制構築・整備

方針2 ▶ 出会い・学び・協働を生み出す場づくり

- 1) 福祉教育の推進
- 2) ボランティア・市民活動の推進
- 3) 市民に身近なボランティア・市民活動センターの基盤強化

方針4 ▶ 子どもの健やかな育ちと安心して育てるための支援の充実

- 1) 子ども・子育て支援の基盤（ネットワーク）づくり
- 2) 地域の支えあいを基本とした子育て家庭支援の充実
- 3) ひとり親家庭支援の拡充
- 4) 新潟市ひまわりクラブ・放課後児童クラブの推進・充実

基本目標Ⅱ『地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現』（地域福祉活動の推進）

方針5 ▶ 社会的援護が必要な人を支える仕組みづくり

- 1) あらゆる生活課題への対応
- 2) 専門職としてのCSWの強化支援
- 3) 生活困窮者自立支援事業への取り組み

方針7 ▶ 総合相談機能の充実

- 1) 相談窓口のPR強化
- 2) 相談員のスキルアップによる相談機能強化
- 3) ニーズキャッチの仕組みづくり

方針6 ▶ 地域における権利擁護の推進

- 1) 福祉サービス利用支援と日常的な金銭管理への支援（日常生活自立支援事業）の充実
- 2) 成年後見制度の利用推進
- 3) 権利擁護の普及・啓発

方針8 ▶ 地域福祉部門と在宅福祉サービス部門等との連携強化

- 1) 定期的な合同ケース検討会、研究会の実施
- 2) チーム「社協」によるニーズ把握とアプローチ

基本目標Ⅲ『住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進』（介護事業等在宅福祉の推進）

方針 9 ▶ 地域包括ケアシステム推進のための生活支援サービスの充実と地域支援

- 1) 住民参加型福祉サービスを基盤とした新たな生活支援サービスの拡充
- 2) 公的制度外サービスの充実
- 3) 要支援者及び軽度者に対するサービス開発
- 4) 重度者を支える専門性の確保・体制づくり
- 5) 介護サービス事業の人材、財源、情報等の資源を地域福祉に活かす

方針 11 ▶ 介護事業の継続

- 1) 知識・技術向上のための研修体系の確立
- 2) 専門機関との連携によるネットワークの構築
- 3) 対応の難しい、ソーシャルワークを必要とする人に対する問題解決能力の向上
- 4) 介護人材の確保、定着、育成
- 5) 介護事業経営状況の分析と体制強化

方針 10 ▶ 障がい福祉サービスの充実による総合的な支援の展開

- 1) 障がい福祉サービスに対する取り組みの強化



基本目標Ⅳ『地域住民に信頼され、安定した法人経営』（経営財務の強化）

方針 12 ▶ 透明性を確保した法人機能の強化

- 1) わかりやすく効果的な情報発信
- 2) 理事会、評議員会の活性化
- 3) コンプライアンス体制の確立
- 4) 市内各大学との連携

方針 13 ▶ 安定した法人運営に向けた経営基盤の強化

- 1) 部門間連携により総合的に地域福祉を推進する組織体制づくり
- 2) 適正かつ計画的な自主財源の確保と執行管理
- 3) 適正な補助金と確実な委託料の確保
- 4) 災害時等の事業継続体制の構築

方針 14 ▶ 確保・定着・育成を核とした人事管理の強化

- 1) 職種や年代のバランスを考慮した人材確保
- 2) 計画的な人材育成
- 3) 職場環境の整備



新潟市社会福祉協議会に期待すること



～ 新潟市実施「新潟市の地域福祉に関するアンケート調査結果より」～

【調査概要】

- | | | | |
|-------|---|-------|------------------------|
| ・目的 | 市民の福祉面での実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することで資料を得ることを目的に実施 | ・標本数 | 4,000人 |
| ・調査地域 | 新潟市全域 | ・抽出方法 | 住民基本台帳より無作為抽出 |
| ・調査対象 | 満20歳以上の男女個人 | ・調査方法 | 郵送法による自記式アンケート調査 |
| | | ・調査期間 | 平成26年1月20日～2月7日 |
| | | ・回収結果 | 有効回答数(率) 2,323 (58.1%) |



新潟市社会福祉協議会キャラクター

きらりん

新潟市社会福祉協議会総合計画

(概要版)

発行 平成27年3月

編集 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会

〒950-0909 新潟市中央区八千代1丁目3番1号新潟市総合福祉会館内

TEL 025-243-4366 FAX 025-243-4376

URL <http://www.syakyo-niigatacity.or.jp/>

